



茨城労働局発表

平成25年10月29日(火)

茨城労働局労働基準部賃金室

担 当	室長	田口美博
	室長補佐	栗原由明
	電話	029-224-6216

茨城県特定（産業別）最低賃金額の引上げを答申

—本年12月31日（火）効力発行予定—

《ポイント》

新しい茨城県特定（産業別）最低賃金額引上げの答申があり、本年12月31日（火）から効力発生の予定です。

- 茨城地方最低賃金審議会（会長 武田 隆志 弁護士 以下「審議会」という。）は、本年9月19日に茨城労働局長から茨城県特定（産業別）最低賃金の金額改正について諮問を受け、審議会内に4つの特定最低賃金専門部会を設けて公益代表委員、労働者代表委員及び使用者代表委員による調査審議を重ねてきましたが、昨日（10月28日）までに3つの各専門部会が別表のとおり金額を改正すべきであるとの結論に至り、茨城労働局長（中村 俊一）に対し、現行から時間額で9～13円引き上げる答申を行いました。
- 電気・精密機械器具等製造業については、本日（10月29日）開催の第7回審議会において改めて審議行い、茨城労働局長に対し、別表のとおり現行から時間額で11円引き上げる答申を行いました。
- 茨城労働局長はこの答申を受け、関係労使が異議の申出をできることの公示を行い、異議申出期限（別表参照）までに異議申出がなければ、この答申どおりの額で最低賃金を決定し、官報公示等の手続きを経て本年12月31日（火）から効力を発生させる予定です。

別表

茨城県特定（産業別）最低賃金答申額等

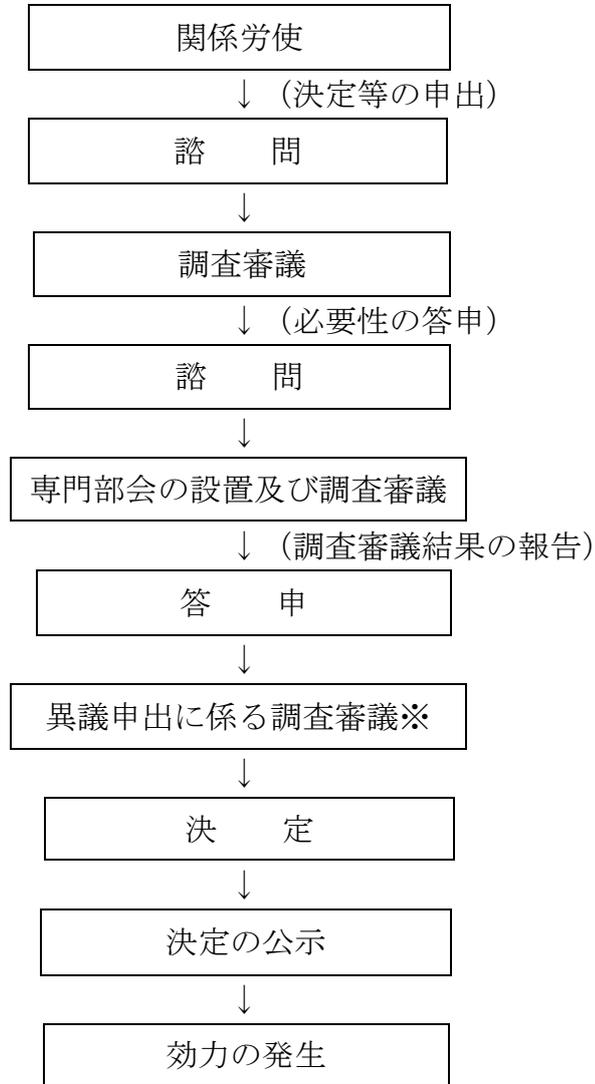
件名	時間額 (アップ額)	専門部会 答申日	異議申出 期限	効力発生 予定日
鉄鋼業	818円 (13円)	平成25.10.21	平成25.11.5	平成25.12.31
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	798円 (9円)	平成25.10.21	平成25.11.5	平成25.12.31
計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業 (電気・精密機械器具等製造業)	793円 (11円)	平成25.10.29 (※第7回審議会答申日)	平成25.11.13	平成25.12.31
各種商品小売業	767円 (11円)	平成25.10.25	平成25.11.11	平成25.12.31

なお、今回改正答申のあった最低賃金の適用労働者数及び適用事業場数は、

- ① 鉄鋼業 8,597人 142事業場
- ② はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業
35,558人 1,156事業場
- ③ 計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、
光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機
械器具、時計・同部分品製造業 50,579人 1,130事業場
- ④ 各種商品小売業 9,290人 90事業場

である。

特定（産業別）最低賃金の改正手続きの流れ



※関係労使から異議申出があった場合に開催